

起因物、事故の型：手工具 - 激突されの死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	11~12	1階外壁にて、サッシ下端のレベル墨を出している時、墨つぼ端部のカルコが、端部カルコをコンパネに刺し墨つぼを引っ張ったところ、カルコがパネルから抜けて顔面に向かって飛んできて、目に当たり眼球損傷した。	27	30202	1~9
1	8~9	右手でハンマーを持って、ブロックの上を叩く時、誤って右手の小指を叩いてしまい、爪がとれた。	37	170209	1~9
1	13~14	二次クラッシャーに入る為、ナットを緩める作業中、ナットが緩まない為大ハンマーで40cmスパナを叩こうとし、スパナに当たらず近くの角に当たり、ハネ返って人差し指に当たった。原因は短いスパナを叩こうとした為であり、再発防止策として、長いスパナやパイプを使用するように指導する。	45	10909	10~29
3	16~17	ハンドルを使って鉄筋の曲げをしていたとき、鉄筋からハンドルが外れ、ハンドルが肋骨辺りに当たり負傷した。	74	11209	1~9
3	8~9	トビを使って簡易土留工の作業をしていたところ、誤って左脛に当たり負傷する。	37	60209	10~29
3	16~17	工事現場に於いて内装大工工事中、誤って左中指先端を金槌で打ちつけた。	36	30202	1~9
4	11~12	2階EVホールで建具（FIXサッシ、W=365mmH=2775mm）の取り外し作業を行っていた。エレベーターホール側よりセットハンマーにて建具下枠の巾木部分をロビー側に平行移動させるため直接叩く際、作業を行っている建具の向かい側に立膝の姿勢で座っていたが、セットハン	51	30201	1~9

		マーで下枠を直接叩いていたところ、手元がくるいハンマーが下枠に当たらず通過し、反対側に座っていた被災者の右足ひざ部分に当たった。			
4	10～ 11	牛と畜場内の牛背割りを行う所で、ホルスタイン種の牛枝肉を背割終了後に股力ギ棒が牛枝から外れ、背割機ハンドルを持っていた左手甲の人差し指付け根から手首側へ2cm位の所に当たり、5mm位の裂傷と人差し指中手骨骨折を負った。	67	150105	30～ 49
4	9～ 10	浄化槽埋設工事現場にて、掘削作業で土中の石をハツリ工具にて砕いているときに、ハツリ工具の先端が石から滑って、先にあった自分の左足甲に当たった。	35	30309	1～9
5	13～ 14	店舗厨房内にて、スープ用のげんこつ（骨）をハンマーで割っていたところ、誤って自分の右足にハンマーが当たり受傷した。	32	140209	100 ～ 299
6	10～ 11	軟白ネギハウス内で杭打ちをしていたところ、誤って杭を押さえていた右手人差し指を金槌で打ちつけた。	25	60101	1～9
6	11～ 12	抜根・掘削時、バックホウの爪交換作業中にセットハンマーのヘッド部分と柄が離れてしまい、ヘッド部分が左手中指に当たり、被災した。	38	30106	30～ 49
7	13～14	作業場で、固着していた自動車部品をハンマーで打ち抜く作業をしていた時に、打ち抜き用治具に添えていた左手の人差し指を誤って殴打してしまったもの。	35	80409	10～ 29
7	16～17	現場（運動場）内で外周側溝（PC）敷設のため、据付高のちょう張り作業を行っていた。木製杭打ち込みの前段で鉄製ピンを石頭ハンマーで仮打ちした後、引き抜く際にピンが抜けにくかったため、ピンを横から叩いた際ピンの一部が欠けて飛散し、被災者の左目を直撃した。	54	30199	1～9
7	10～11	新築工事の棟上げ準備中に、棟上げの木を組んでいる際、定位置に納まらなかったと思った木が浮き、危ないと思った被災労働者が手で補助したところを、他作業員の打った掛矢が右手にあたり、損傷。	26	30202	—
		傾斜地の山腹において、仮設モノレールの架台の支柱を撤去作業中、人			

7	11~ 12	力にて支柱が緩んで外れないため、ハンマー（1.3kg）を使用して、架台のビームを地面側より逆さまに打ち外す作業を行っていた。ハンマー使用者は被災者に対しビームをハンマーで打って外すので、手を入れたり支えなくても良い事を事前に伝えていなかったために、被災者は、急にビームを両手で支えたため左手薬指にハンマーがあたり、薬指が粉碎骨折。	19	30199	1~9
7	14~ 15	工場内において、コンクリート製品を型枠から外す作業中、製品と型枠の間に鉄の棒（長さ73.3cm、直径3cm）を差し込み、押し上げた時に手が滑り、鉄の棒で下顎を強打し負傷した。	58	10901	10~ 29
7	19~ 20	倉庫内片付け中、足に工具を倒して怪我をした。（骨折）	38	30202	10~ 29
7	15~ 16	倉庫でトタン板を整理中、スコップの先を誤って踏み、反動で胸を強打した。	72	30209	30~ 49
9	14~ 15	被災者は、ドライドックNo.5にて、他の作業員とエアークラッシュを使用し、シャフトボルトを締めていた、他の作業員が操作し、被災者は作業員の横で支えていた、作業員がエアークラッシュを次のボルトに移動した際、スイッチに無意識に触れるか動かしてしまい、エアークラッシュがリバースモードになった。そのまま作業員が操作レバーを握った際、エアークラッシュが逆方向に作動し、被災者の顔に当たった。その際、顔面打撲、上下唇裂傷及び歯の一部を欠損した。	26	170209	1000 ~ 9999
9	14~ 15	センター内、モデルハウス新築工事現場にて基礎工事中、基礎の型枠を組んだ際、膝でコンパネを押さえながらカナヅチで釘を打っていたところ、空振り、鞏丸部を打ってしまった。	41	30202	1~9
9	13~ 14	駐車場にて、スペアタイヤ交換中、タイヤホイールナットが緩まず、力を加えた時、使用していた工具（レンチ）が一回転して、右手薬指にあたった、さほど痛みが無かった為、そのうち治るだろうと思い、放置していたら悪化した。	36	11701	10~ 29
		自社工場において、厘木の上に置かれたH形鋼にへこみを見つけたので、			

9	16~ 17	そのへこみを修正しようと右手に持っていたスパナで、そのへこみを引っぱり上げようとしたところ、スパナがそのへこみから外れ、その外れた勢いで右手に持っていたスパナが右目に直撃した。	24	11209	10~ 29
10	10~ 11	会社工場内において、円柱型タンク（直径1,010mm 高さ1,000mm重さ約40kg）のフランジに製造番号を刻印するため、刻印パンチ（縦12mm 横12mm長さ78mm）を鉄ハンマーを叩いていた処、左手に持っていた刻印パンチがずれ、誤って鉄ハンマーで左手母指末節部を叩いて負傷した。	21	11209	1~9
11	14~ 15	建物内部の改修工事現場において、壁の仕上げ材、石膏ボードを作業員がバールにて撤去している時、被災者が撤去した石膏ボードを片付けようと作業員の足元に近付いた。声を掛けずに近付いた為、被災者が足元にいるのに気付かず、作業員がバールを引いた際、被災者の左眼に当たり負傷した。	19	30202	1~9
11	11~ 12	ケースエリアにおいて、パレット奥に積まれたダンボール入り商品を持ち上げ、通路反対側のベルトコンベアに投入しようとした際、腰部を捻り負傷してしまった。	49	30202	1~9
11	11~ 12	ビル敷地内で廃棄物入れの自動投棄口を開けようとしたが、カギが引っ掛かって開かなかったため、鉄アレイで4~5回カギの部分を叩いたが、誤って右小指の付け根を強打してしまった。	45	170209	1000 ~ 9999
12	5~6	夜勤終了作業を行っていた際、トーピードくり抜き作業（バールで、付着した餅状のプラスチックをはぎ取る作業）で、誤ってバールが滑り、胸に当たり受傷したものである。	43	10805	10~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html